

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に

基づく八潮市特定事業主行動計画

(計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日)

平成28年4月

八潮市長
八潮市議会議長
八潮市選挙管理委員会
八潮市代表監査委員
八潮市公平委員会
八潮市農業委員会
八潮市教育委員会

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく

八潮市特定事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく八潮市特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、八潮市長、八潮市議会議長、八潮市選挙管理委員会、八潮市代表監査委員、八潮市公平委員会、八潮市農業委員会及び八潮市教育委員会（以下「7機関」という。）の任命権者が連名で策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく八潮市特定事業主行動計画策定・推進委員会」を設置し、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、7機関においての女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり7機関における合計値の目標を設定する。

なお、この目標は、7機関においての女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

目 標：平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成27年度の実績(10.4%)より約11ポイント引き上げ、21.7%とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、7機関においての女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものを掲げている。

- 平成28年度以降も引き続き、人事異動時において、将来の管理職候補となるべき女性職員の育成を図るため、女性職員の能力に応じ、固定観念にとられず、人事・財政・企画・議会担当等、多様なポストに積極的に配置をする。
- 平成28年度以降も引き続き、女性職員を対象とした庁内研修や外部研修(自治大学校、自治人材開発センター等)への派遣を積極的に行う。
- 平成28年度から、女性職員に対し職員の相談に乗り助言するメンター制度の導入など、総務人事課において人事制度に関する調査研究を行う。
- 平成28年度から、各種両立支援制度(育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等)の活用促進や掲示板で支援制度の情報を常時閲覧できる状態にする。
- 平成28年度から、女性職員の職場での活躍推進に対する男性職員の理解を深めるため、男性職員の意識改革を目的とした職場研修を実施する。
- 平成28年度から、毎週水曜日の「ノー残業デー」、毎週金曜日の「残業自粛デー」の周知徹底を図るとともに、「ノー残業デー」には、人事担当等職員が庁内を巡回し定時退庁の推進を図る。